

高齢者・福祉など

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者等住宅除排雪支援事業補助金	65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい1・2級のみ世帯が居住する家屋（持ち家に限る）の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を助成	業者に支払った費用の1/2 （上限 住民税非課税世帯：2万円、住民税課税世帯：1万円） ※年度内2回まで	個人
高齢者福祉タクシー事業	満80歳以上の在宅で生活をしている方にタクシー券を交付 ※障がい者福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外	500円分のタクシー券を1月あたり2枚 ※1回の乗車につき、乗車料金内で最大4枚まで使用可能	個人
家族介護用品支給事業	要介護度4または5に認定された高齢者を自宅で介護している世帯に対し、介護用品を購入できるクーポン券を交付 ※市民税所得割非課税で介護保険料の滞納がない世帯	月額8千円分	個人
軽度生活援助サービス	日常生活上の援助が必要なおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、家周りの手入れ、間口除雪、軽微な修繕に要する費用の一部を助成 ※間口除雪の範囲は、玄関から主要道路まで歩いて通れる幅（落雪の片づけや車の出入りのための除雪は対象外） ※窓掃除は1階のみ ※草取りの範囲は、玄関から主要道路までの範囲（庭木の手入れは対象外）	下記の利用者負担を差し引いた額 <草取、窓掃除> 1時間につき340円（1回2時間で年間3回まで） <間口除雪> 1時間につき390円（1回1時間以内、回数制限なし） <大作業> 1時間につき580円（1回2時間で年間3回まで） <ふすまの張り替え> 1枚につき600円（年間5枚まで） <障子の張り替え> 1枚につき290円（年間11枚まで）	個人
見守り電話導入助成事業	65歳以上の高齢者のみの世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む）に対し、市が指定する見守り電話の購入費用の一部を助成	1万5千円のクーポン券 ※登録販売店のみ利用可能	個人

☎ あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域生き生きサロン推進事業費補助金	高齢者のふれあいの居場所となる①地域生き生きサロン、②あっとホームを開設する方に対し、初期開設費用の一部と運営費などを助成 ※①は週1回以上、年40回以上開催が条件 ※②は月1回以上、年20回以上開催が条件	①地域生き生きサロン 補助率：10/10 ・サロンに使用する建物の整備費用（上限30万円） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1,200円 ・賃借料（年10万円までの固定資産税相当分または月1万円までの家賃相当分） ②あっとホーム 補助率：10/10 ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1千円	個人または自治会など
認知症カフェ運営補助金	認知症カフェを運営する団体に対し、事業に必要な経費を助成 ※申請後、書類および現地調査による審査あり	①備品購入費用 補助率：10/10（上限10万円） ※初年度のみ ②運営費 1回1万5千円 ※年間11回まで ③送迎費 走行キロ数に20円を乗じた額	団体

☎ あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103

医療・障がいなど

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
人工透析通院交通費助成事業	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している方に対し、交通費の一部を助成 ※生活保護受給者や福祉タクシー利用券の交付を受けている方は対象外	通院距離（往復）に応じた助成額 ・5*以上15*未満 月額1,500円 ・15*以上25*未満 月額2,000円 ・25*以上35*未満 月額3,000円 ・35*以上45*未満 月額4,000円 ・45*以上 月額5,000円	個人
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳（肢体不自由4級以上、聴覚障害）、または療育手帳を持ち、就労などに伴い自動車運転免許証を取得した方に対し、自動車学校の教習費用の一部を助成	上限10万円	個人
自動車改造費助成事業	身体障害者手帳3級以上（肢体不自由）を持ち、就労などに伴い自動車を運転する方に対し、自ら所有し運転する自動車の駆動装置などの改造に要する費用の一部を助成 ※所得制限あり	上限10万円	個人
補装具費支給事業	身体障がい児・者が、身体の損なわれた機能を補うための補装具（義肢、装具や車いすなど）を購入または修理する費用を給付	補助率：所定の基準額の9/10 （軽減措置対象者は10/10）	個人
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者に対し、日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具（ストマ用装具、電気式たん吸引器など）を給付	補助率：所定の基準額の9/10 （軽減措置対象者は10/10）	個人
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成	助成率：所定の基準額の2/3	個人
自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障害者手帳を持つ方に対し、指定の医療機関で受けた対象となる医療（心臓や人工関節の手術、人工透析治療など）にかかる医療費の一部を助成	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額 ※所得により月額負担上限額あり	個人
自立支援医療（育成医療）	18歳未満の方に対し、指定の医療機関で受けた対象となる医療（手術などにより将来確実な治療効果が期待されるもの）にかかる医療費の一部を助成		
自立支援医療（精神通院）	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療費の一部を助成		
障害者訪問入浴サービス事業	居宅において寝たきりで、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスにかかる費用の一部を助成 ※介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額	個人
障害者移動支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳を持つ方に対し、移動支援に係る費用の一部を助成	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額	個人
障害者地域活動支援センター事業	障がい児・者に対し、創作的活動または生産活動への参加にかかる費用の一部を助成	自己負担額1/10（原則）を差し引いた額	個人
特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障がいがあり、日常生活において、常時特別介護を必要とする20歳未満の児童を養育監護している父母または養育者に対し、手当を給付 ※所得制限あり	1級（重度）月額53,700円 2級（中度）月額35,760円	個人
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童本人に対し、手当を給付	月額15,220円	個人
特別障害者手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者本人に対し、手当を給付	月額27,980円	個人
障がい者福祉タクシー事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の手帳を持ち、在宅で生活している方に対し、タクシー利用券を交付 ※自動車税・軽自動車税の減免、人工透析通院交通費の助成を受けている方は対象外	500円のタクシー利用券を1月あたり2枚 じん臓機能障がいの方は1月あたり4枚	個人

☎ 福祉総務課 地域福祉班 ☎ 30-0238